

BELS 評価業務料金表（平成 29 年 5 月 10 日から）

非住宅建築物に係る評価料金

（税込金額、単位：円）

評価対象面積（㎡）	ホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途		左記用途以外	
	評価手法			
	標準入力法又は主要室入力法	モデル建物法	標準入力法又は主要室入力法	モデル建物法
～300	162,000	86,400	108,000	54,000
300～2,000	324,000	194,400	216,000	108,000
2,000～5,000	378,000	216,000	270,000	162,000
5,000～10,000	432,000	248,400	350,000	216,000
10,000～	別途見積り			

備考

1 本表中「工場、倉庫等の用途」とは、次による。

建築基準法施行規則別紙による用途区分	具体用途
08340	工場（自動車修理工場を除く。）
08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
08430	水産物の増殖場若しくは養殖場
08350	自動車修理工場
08510	倉庫業を営む倉庫
08520	倉庫業を営まない倉庫
08610	卸売市場
08620	火葬場又はと畜場・ごみ焼却場その他の処理施設

2 評価対象面積の算定方法は、次による。

イ 新築の場合は当該床面積の合計

ロ 新築以外の場合は、別途見積りとする。

3 変更申請料金における評価対象面積の算定方法は、次による。

イ 当初の計画書の申請が当機関以外の機関で交付されたもの 当初の評価時の床面積

ロ 直前の判定と評価方法が異なる場合 当初の評価時の床面積

ハ 直前の評価時から床面積が増加する場合 当初の評価時の床面積に 0.5 を乗じた床面積に、増加する床面積の部分を加算した床面積の合計

4 設計住宅性能評価、建築物省エネ法判定、長期優良住宅認定技術的審査又は、低炭素認定技術的審査と併願とした場合（評価方法が同一の場合のものに限る。）は、別途見積りにより上表の額から減額することができる。

5 第 11 条第 1 項のプレート又はシールを交付する料金は、本表に含まない。（別途見積りします。別表 3 において同じ。）

6 評価書を再発行する場合の料金は、一通につき 1,100 円とする。（別表 3 において同じ。）

住宅に係る評価料金

(税込金額、単位：円)

一戸建ての住宅	審査条件	料金
	単独審査	30,000
併願審査	設計住宅性能評価	10,000
	長期優良住宅認定技術的審査	
	低炭素認定技術的審査	
	性能向上計画認定技術的審査	
	基準適合認定技術的審査	
共同住宅等	単独審査（住戸のみ）	基本料金＋戸あたり料金×対象住戸数 <ul style="list-style-type: none"> ● 基本料金 100,000 ● 戸あたり料金 2,000
	単独審査（建築物全体の審査）	基本料金＋戸あたり料金×総住戸数＋共用部料金 <ul style="list-style-type: none"> ● 基本料金 100,000 ● 戸あたり料金 2,000 ● 共用部料金 100,000
	併願審査	設計住宅性能評価
長期優良住宅認定技術的審査		
低炭素認定技術的審査		
性能向上計画認定技術的審査		
基準適合認定技術的審査		
<p>1 共同住宅等の単独審査において「住戸の審査」と「建築物全体の審査」の両方を行う場合の料金は、「建築物全体の審査」の料金とする。</p> <p>2 「共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等」の料金は一戸建ての住宅の料金に2を乗じた額とする。</p> <p>3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とする。</p> <p>4 変更申請料金は当初の申請で適用された料金の2分の1の額とする。</p> <p>5 改修前後の評価を行う場合は、上表の料金に同表の2分の1の額を加算した料金とする。</p> <p>6 複合建築物（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）の場合は、別途見積もりとする。</p> <p>7 設計住宅性能評価、長期優良住宅認定技術的審査又は、BELS評価と併願を選択する場合は、評価方法が同一の場合のものに限る。</p>		